

平成27年6月定例会 防災対策特別委員会（付託）

平成27年6月29日（月）

〔委員会の概要〕

須見委員長

ただいまから、防災対策特別委員会を開会いたします。（10時33分）

直ちに議事に入ります。

本日の議題は当委員会に係る付議事件の調査についてであります。

付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【報告事項】

- 一般社団法人徳島ビルメンテナンス協会及び徳島ビルメンテナンス協同組合との協定締結について（資料①）
- 徳島東警察署新庁舎の整備について（資料なし）

黒石危機管理部長

この際、一点、御報告申し上げます。お手元の防災対策特別委員会資料その1、一般社団法人徳島ビルメンテナンス協会及び徳島ビルメンテナンス協同組合との協定締結についてを御覧ください。南海トラフ巨大地震など大規模災害の発生が危惧される中、多数の被災者の皆様が、避難所生活を余儀なくされる体育館などの建築物において、衛生的で快適な生活環境を確保するため、明日、6月30日に、大規模災害時における支援活動に関する協定を一般社団法人徳島ビルメンテナンス協会及び徳島ビルメンテナンス協同組合と締結することとなりました。協定の具体的な内容としましては、3に記載のとおり、避難所等、建築物の環境衛生に対する被害調査及び対処方法に対する報告、避難所等、建築物の清掃及び消毒等、環境衛生の応急的措置に関する事項を定めるものであります。今後とも、防災体制の強化を図り、県民の皆様の安全安心の確保にしっかりと取り組んでまいります。報告事項は、以上でございます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

逢坂警察本部警備部長

徳島東警察署新庁舎の移転先の決定と整備に向けたスケジュール^{きょうあいか}について御報告申し上げます。徳島東警察署庁舎は、建築から43年が経過し、老朽・狭隘化^{きょうあいか}が顕著であること、また、十分な耐震性も備えていないことから、事件事故への対応や、近く発生が懸念されている南海トラフ巨大地震等、大規模災害発生時における対応が危惧されており、県警察といたしましても、これまで部内職員に対するアンケート、有識者会議からの提言、全国警察において、新たに整備された庁舎に対する調査研究などの成果を踏まえ、本年3月、同署の移転整備に向けた基本構想を取りまとめたところであります。

移転先につきましては、県都徳島市の治安を守る警察施設であることはもとより、南

海トラフ巨大地震等の災害発生時における警察本部や県庁舎の代替機能も求められることから、人や車の往来が激しく、事件事故が多発する徳島駅や秋田町等の歓楽街に的確に対応できること、緊急事案の初動対応が迅速的確に行える幹線道路沿線等の場所にあることなど、治安防災機能を最大限発揮できる場所として、幾つかの候補地を選択し、慎重に検討を進めてまいりました。そして、この度、これらの条件を全て満たす最適な移転場所として裁判所跡地と認めたとところであります。

今後は管財当局によりまして、土地の取得に向けた手続がなされるものと承知しておりますが、県警察といたしましても連携の上、協力してまいりたいと考えております。

また、事前委員会においても御説明いたしましたが、今議会に提出しております補正予算案には、同署の庁舎整備について、民間資金を活用したPFI手法の可能性を検討するための調査経費を盛り込んだところであり、この調査結果等を踏まえ、PFI手法の導入が効果的であると判断した場合、平成28年度から29年度の2か年で事業提案の募集、審査、契約を行い、平成30年度には、新庁舎の整備に着手とのスケジュールで事業を進めてまいりたいと考えております。徳島東警察署庁舎整備事業につきましても、緒^{べんたつ}についたばかりであり、委員の皆様方には、引き続き、御指導、御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

須見委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会における質疑につきましては、提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件に限定するとの申合せがなされておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

達田委員

それでは、何点かお尋ねをさせていただきます。

まず一つは水害対策なんですけれども、昨年8月に立て続けに11号、12号と襲われまして、大変な豪雨でございました。那賀町の和食地区とか、阿南市の加茂谷地区などで深刻な浸水被害が起きたわけですが、被害を受けた地区の方々から、水害の主な原因は本当にこれまでにないような大雨だったということが大きいと。しかし、ダムの不適切な操作も問題だったのではないかという声も多く寄せられました。これは、もう皆さん御承知のとおりでございます。また、住民から国に対して刑事告発もされたということで、被災地の皆さんの被害がどれほど深刻だったか、また、怒りがどれほど大きかったかということがうかがえる出来事だと思います。

しかし、国土交通省は、台風11号の時の長安口ダムの操作は、操作規則にのっとり操作を実施しており、問題はないと考えておりますと。もうずっと、こういう答えなんです。そうであるならば、これから7月、8月、9月と台風シーズンが来るわけなんですけれども、同じことであれば、同じようなパターン、同じような豪雨とか、台風がきた場合には、同じように漬かるのかという声が多く寄せられます。非常に大きな水害被害だったわけですので、その時のショックというのが非常に大きくて、また来るんじゃないかという心配

をされている方が多いというわけなんです。

これまでに、いろいろな県も国も検証をされてきたと思うんですけども、和食地区とか加茂谷地区など、ダムの下流域での水害の被害を少なくする。そのためのダム操作を念頭に置いていただければいけないんじゃないかと思うんですけども、この点で改良されるというか、改善されるというか、そういう見直しはあるんでしょうか。

綿貫水資源・流域振興室長

長安口ダムの出水時の対応において、下流の浸水被害、これの防止を第一にした操作、そういった見直しを行っていく考えはあるかとの御質問を頂いております。

まず、長安口ダムは、出水時に下流への流量を低減させる洪水調節の役割を持った那賀川水系では唯一の多目的なダムでございます。今年の8月豪雨におきまして、8月10日午前1時から午前8時までの7時間にわたりまして、時間雨量40ミリを超える降雨が継続しております。そして、午前4時20分から午前9時30分までの5時間、ただし書き操作を行っており、この間の放流により浸水被害が拡大したというようなお話を聞くわけでございますけども、この間においても、最大流入時、毎秒374トンの水、これをダムに貯留しております。最大に降った時も、最大にダムの中に流れてきた時も、毎秒374トンの水の貯留、これは毎秒374トンといいますと、ちょっとイメージしにくいかと思いますが、1時間に換算すれば、東京ドーム1個分以上の水量をダムに貯留しております。いわゆる現状におきまして、また過去におきまして、長安口ダムは出水時には下流の浸水被害、これの防止を第一にした操作に努めていると認識をしております。

達田委員

下流域の出水時を念頭に置いたと言いますけれども、結局、非常に大きな被害が起きてしまったわけなんですよね。先ほど、ただし書き操作のことが出ましたけれども、ただし書き操作要領を見ますと、ただし書き操作開始水位が222.7メートル、しかし、一番最高ですね。サーチャージ水位が225メートル、上限水位が226メートルとなっております、このただし書き操作を行う場合というのが、いろいろと決められているわけですけども、この中にこの容量そのものが、平成21年の11月6日からダム湖周辺地域の浸水対策が完了するまでの間、適用するというふうに付則で書かれているんですね。ですから、このダム湖周辺地域の浸水対策が完了するまでの間、ずっとこういう状況が続くのかということが言われてるわけなんですけども、この周辺地域は今どうなっているんでしょうか。

北川河川整備課長

周辺地域というお話でございます。那賀町の平谷地区における河川事業の現状等を御説明いたします。

平谷地区を流れる那賀川に流れ込む宮ヶ谷川という河川がございまして、那賀川本川の水位の影響を受ける河川でございまして、平成21年8月、台風9号による出水におきまして、平谷地区において31戸、床上が26戸、床下5戸でございますが、こういう浸水被害が発生したところでございます。再度、災害防止の土地の有効利用を図るために、かさ上げということで事業を進めているところでございます。

事業の進捗でございますが、平成22年度に地元説明会を開催いたしまして、今現在、住民の合意を得て、平成23年度から補償交渉を集中的に進めているところであります。これまでに主要な補償物件38件のうち34件について、今現在、契約を終えているところでございます。

今後とも、那賀町と綿密に連携を図り、引き続き残りの方々と契約ができるよう集中的に取り組むとともに、事業者ですね、公共施設の補償も並行して取り組んで、早期に事業の完成が図られるように取り組んでいるところでございます。

達田委員

平成21年に大変な水害が起きまして、ダム湖周辺の地域、つまり平谷地区、それから十二社地区ですね。ここがもう浸水被害が非常に大きかったということで、やはりこの浸水をなくするためにダムの操作も配慮しましょうということで、ただし書きということで書かれていると思うんですけども、国土交通省によりますと、十二社地区については、平成21年に浸水被害が発生しました。家屋の移転も平成23年3月までに終了いたしました。あと、平谷地区なんですけれども、平谷地区につきましては、先日、私も見てきたんですけども、家屋が残っているということは、もうなくなっているの、こういうただし書き操作を考え直してもいいんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

綿貫河川整備課水資源・流域振興室長

今、平谷地区の移転状況からして、ただし書き操作に係るダム操作を見直すべきとのお話でございますが、まだ、平谷地区につきましても、全ての移転が完了しているわけではございません。

そして、昨年8月豪雨によるダム上流での浸水被害と下流での浸水被害、これを比べますと、下流が甚大なことは承知しておりますが、上流と下流で被害発生の原因に少し目を向けますと、いずれも自然現象ではありますが、上流側といいますのは、やはりダムによりダム湖ができて、そして、ダム湖の上端部での堆砂であるとか、あるいは流速が落ちることで生じるバックウォーターにより、水位の上昇の可能性が高まることから、ダムの管理者、あるいは設置者において、まずしっかり取り組むべきと考えております。

一方、下流での浸水被害につきましては、無堤地区からの浸水被害が甚大であるなど、ダムはもとより、河川管理者におきまして、無堤地区の解消に向けた築堤であるとか、あるいは河道を広げる引堤、あるいは輪中堤であるとか、河床のしゅんせつ、また、内水体策を初め、地域の水防活動や市町村におけるハザードマップの作成、タイムラインの策定など、様々なハードとソフト、この対策を組み合わせ、流域全体で総合的に整備、管理することが求められると考えております。

達田委員

去年8月の上流域においては、小見野々ダムより上流でしたね。四国電力のダムより上流。そしてまた、下流域におきましては、長安より下流ということで被害が起きているわけなんですけれども、私はダムの操作だけで被害がなくなるとは思っておりません。それは、役に立つかも分かりませんが、先ほどおっしゃったように堤防を造ったりとか、

いろんな要素が重なって洪水を防げるという状況になるのであって、ダム操作だけに頼るといことはできないと考えております。

しかし、それにしましても、やっぱり1軒でも2軒でも被害を少なくしたい。そういう思いで、やっぱり操作をしてもらいたいと思うわけなんですよね。ですから、これだけ流したらどこまで来るかということも分かっていると思いますけれども、やっぱり機械的な操作をしていると思わざるを得ないわけなんです。

この平谷地区につきましては、かさ上げの事業を行うということで、もうお住いの方が、該当する地区にはおりませんでした。あと残り1軒のお家も、すぐに取り壊すということでしたし、残りの1軒の方ももう使ってなくて、納屋というか、離れがかかるようになっていますが、それは漬かるからではなく、土地の造成事業をする関係で、もしかしたら立ち退かなければならないという状況ですので、一般の家屋というのではないわけなんです。

それなのに、なぜ、このただし書き操作がいつまでも生きていくのかというのが、やっぱり不思議でならないんですけれども、これ、どうでしょうか。

綿貫水資源・流域振興室長

平谷地区におきましては、まだ全ての移転完了が終わっているわけではございません。そこで、その平谷地区の現状からして、すぐにただし書き操作の開始水位、これを元の水位に戻すべきじゃないかというお話、そして、それによって下流の浸水被害が減少できるんじゃないかということでございますが、少し御説明しますと、ただし書き操作の開始によりまして下流の河川流量が増大すること、これは確かでございますが、ただし書き操作の開始水位を上げて、ただし書き操作を遅らせることで、逆に下流河川に急激な河川水位の上昇を引き起こすこともあるということをお理解いただければと思います。

これを考えますと、昨年8月豪雨の時の長安口ダムの実情というのは、正にそういった状況でございますが、数字の話になります。長安口ダムが洪水調節を開始したのは、8月10日の午前0時17分から午前4時20分の4時間でございます。そして、その後、ただし書き操作に入ったわけですが、この洪水調節を行っていた4時間、にダムの水位は218.7メートルから222.7メートルまで4メートル、つまり1時間に1メートル上昇しております。

このとき、仮に、ただし書き操作開始水位を現状の222.7メートルより1.8メートル高い224.5メートルとしていた場合、水位は1時間に1メートル上昇しておりましたので、2時間もたたないうちにただし書き操作の開始水位に至ることになり、実際のただし書き操作に入った午前4時20分から午前6時過ぎぐらいに、2時間程度遅らせることはできるわけでございますけれども、その時点において、時間帯の雨量は50ミリの降雨が観測されており、ダムへの流入量は毎秒5,500トンという状況でございました。

つまり、既にもう水位はサーチャージ水位まで残り50センチというような状況であることから、この状況では毎秒5,500トンもの流入量を、即、放流せざるを得ず、これは先の実際の最大放流量を午前8時過ぎに記録しているんですけれども、5,384トン、これを上回るとともに、しかも、時間も2時間早い午前6時過ぎから5,500トンクラスの放流をしなければならなかったということになります。

つまり、一般にただし書き操作開始水位を上げることは、中小規模の洪水では効果が発揮できると考えますが、先般の8月豪雨のような大規模洪水時においては、むしろ急激な水位上昇につながる可能性があります点、御理解いただきたいと思えます。

北川河川整備課長

先ほど、用地が全て終わっているのに、早くただし書きを変更したらどうかというお話でございます。用地につきましても、過去に平谷地区につきましても、被災を受けて、移転をしてということをお願いをしているところでございます。

こういった中で、今、38軒のうち、今年2軒終わりました4軒という形になっております。もう残り4軒になれば、そういうただし書きを見直し、水位を上げていけばいいのかといったお話かと思えますが、まだ個人の方も2軒残っておりますし、それから、町のデイサービスという福祉施設もございます。ということで、用地交渉ができたという認識は、まだ県のほうでは持っておりませんので、それだけちょっと御理解いただきたいと思えます。

達田委員

平谷地区、私も先日行ってきまして見てきたんですけれども、2軒残っていますということで、その2軒分見てきたんですけれども、1軒は人は住んでいない。1軒は漬かる家ではないということで、御本人にも会ってお話を聞いてきましたので、それははっきりしているんですけれども、あと4軒残っているというのは、どこのことを言っているのか、ちょっと分かりませんが、中に、家が全部立ち退いてしまって、そして、駐在所か交番がありますよね。でも、家がないのにそこに駐在所が必要なのか、非常に不思議な気もしましたが、そういう状況ですので、やっぱり人間らしい対応をしてほしいということなんです。やっぱり上流の、例えば、お巡りさんですとか、あるいは四国電力の事務所とか、そういうところが、もうすぐ移転をするということになっているにもかかわらず、洪水がきても、やっぱりそこでじっといるだろうかという非常に不思議な思いがするわけなんです。

ですから、本当に下流域のたくさんある家、これが被害に遭わないような対策を、本当に1軒でも2軒でも被害を少なくしようという思いで操作を改善していくという立場に立っていただきたいということをお願いしておきたいと思えます。

次なんですけれども、この和食地区が非常にたくさん漬かりました。それで、対策が必要だということで、床上浸水対策特別緊急事業というのをされるということで、5月22日に説明会があったそうなんですけれども、この事業の見通しと、それから、その時に住民の方からも要望も出されているかと思うんですけれども、その点はどうでしょうか。

北川河川整備課長

ただいま、那賀川の和食地区の床上浸水対策特別緊急事業の計画の概要についての御質問でございます。

少し経緯について触れさせていただきますと、1級河川那賀川につきましても、平成26年8月の台風11号の豪雨で、阿南市の古庄水位観測所におきまして、暫定値ではございま

すが、観測史上最大となる9,500トンの流量を記録するとともに、和食水位観測所におきましても、現在の元の堤防計画水位52.9メートルを大きく上回る54.1メートルの水位を記録し、和食、土佐地区では279戸に及ぶ家屋浸水が発生したところでございます。

そこで、浸水痕跡の調査や河川の水位、流量などの検証を行いまして、再度災害の防止のため河川整備を集中的に実施する必要があることから、国に対し、提言、要望等を行ったところ、この4月に床上浸水対策特別緊急事業が新規採択されたところでございます。

この事業につきましては、和食から土佐という地区でございまして、おおむね5年間で堤防整備とそれに伴う国道のかさ上げ等を実施することといたしております。

今、お話があった5月22日に地元説明会を開催し、事業計画と測量実施についての地域全体の合意がおおむね図られたことから、先週、測量設計業務を発注し、地元那賀町の協力も得て、土地利用者の方々に対して戸別訪問を行って、測量立入りの了解、作業を現在行っているところでございます。

見通しでございまして、現地測量が完了した箇所から詳細な設計を行って、実施設計について、地域の皆様の了解を得られるよう準備を進めて、早期に工事が着手できるように取り組んでまいりたいということでございます。

あと、説明会の御意見がどういうのが出たのかというお話でございまして。

那賀町の地域交流センターで開催いたしまして、地元説明会には70名の方が出席し、意見を述べられたのは8名の方でございました。事業に対する主な意見といたしましては、近年の集中豪雨などの洪水対策について、それから堤防整備に伴う内水の被害、それから、平成20年度に、以前、御提示しておるんですが、堤防位置をなぜ修正したのか等々の意見が出されたところでございます。

達田委員

本当に大変な被害でしたので、堤防を築堤するということと、高さを現計画よりも高くするというので、これを防いでいこうという計画だそうなんですけれども、今、築堤方式で堤防の高さは、現計画では53.5メートルですよね。それを54.8メートルに。また、位置も変更していこうということだそうなんですけれども、実は、100年に一度の洪水に備えましょうということなんですけれども、高齢者の方、多分、説明会の時には、お年をとった方というのはなかなか行かれなかったかと思うんですけれども、かなり高齢の方に二人ほどお会いしたんですけれども、実は、ものすごい洪水だったんですけども、大正時代にもっと高い所に水が来たんだよというお話もお伺いいたしました。それも、痕跡もどこかにあるそうなんですけれども、それを考えますと、今の計画で本当に大丈夫なんだろうかなという思いもするわけなんですけれども。この前よりも2メートルぐらいは高かったというふうにおっしゃるんですけれども、そういう大正時代の大洪水というのでも計画に入れられているんでしょうか。

北川河川整備課長

大正時代の台風もというお話でございまして。

まず、現計画の堤防の高さについて、ちょっと御説明させていただきますと、元の平成20年頃に御説明した段階的に整備を進めていこうという考え方の中で、52.9メートルの水

位を今回、平成26年8月台風11号の痕跡水位で54.2メートル、先ほどお話があった水位に、それに0.6メートルの余裕高を入れまして、堤防の計画高としては54.8メートルというところでございます。これは、今回の床上緊急対策特別事業の採択を受けた水位でございまして、地元の皆様には、段階的に整備を進めるということで御理解を頂いております。

今、お話があった計画高水位につきましては、55.1メートルということで、ここからまだ90センチ高い水位で堤防の計画は持っております、その範囲で用地買収等は進める予定にしております。

あと、大正時代のという水位でございしますが、今現在、その間に長安口ダムとか堤防も、かなり河川の施設等も進んでおりますので、一概にそれとの比較というのはなかなかできないと思うんですが、元の計画していた水位というのは、昭和25年のジェーン台風でございまして、この時の古庄観測所の流量が9,000トン、過去最大でございました。この水位に対しまして、元の計画を作っていたと。それに対して、速報値でございしますが、9,500トンが流れたということでございしますので、この計画を見直したというふうなことでございます。

達田委員

お聞きしましたところ、大正7年に去年の水位よりも大体2メートルぐらい高かったと。非常に大きな水害があったということなんですね。ですから、そういうことも配慮をして、今はこの計画で造られたとしても、結局、そういう状況に合わせていかなければいけないのではないかというお話も出ておりますので、是非念頭に置いていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、被害に遭われた皆さんに、やっぱり徳島県として生活再建支援ということで、いち早く取り組まれたわけなんですけれども、この昨年8月の一連の台風被害による支援制度の適用の実績というのは、今、どうなっているでしょうか。

坂東とくしまゼロ作戦課長

生活再建特別支援制度における現時点での市町村の助成金の給付状況についての御質問でございます。

5月末現在で把握をしておるところの額であります、数字としまして、給付件数が394件、給付額としまして約2億9,000万円の給付を行っているところでございます。この数字につきましては、2月の時点のものと比べますと、給付世帯数、給付額とも約1.2倍となっております、今後生活必需品の購入とか、住宅の修繕、こういったものが完了することによりまして増加してくるものと考えております。

達田委員

この支援制度ですね、全国的にもやっぱり注目をされ、いち早く取り組んだということで先進的な制度になったんですけども、被災者の方から見ますと、まだまだ不公平なこともあるということで、意見が寄せられるんですね。その一つが住宅に対する支援と生活用品に対する支援が同じになっているので、独り暮らしの方、また、何人か御家族が住んでいる方と同じような被害に遭ったときに、家は一人であろうと五人家族であろうと同じよ

うに直さなければいけないということですね。一人家族の方の負担が非常に大きくなってしまふということなんですね。

それから、生活用品というのは、床上浸水しますとテレビも冷蔵庫も、とにかく電気釜、台所用品全部駄目になってしまうわけなんですよ。実は、鷺敷町内の北地という所で、二つ町営住宅が浸水して、生活用品がみんな駄目になってしまったわけなんですけれども、1棟のほうは半壊、片方は床上と判断されました。同じように被害を受けて、1階のものは全部使えなくなってしまうにもかかわらず、半壊と床上ということで、支援金に差が出てしまったんですね。住宅のほうは町営住宅ですので、町が直すのでいいんですけれども、生活用品もいろんなものを買わなければいけないということで、片方は50万円、片方は34万円ということで、同じ被害に遭って同じぐらいの水がきているのに何でこうなったかという、建物の工法とか内装の違いによって判断が違って来たということで、本当に同じような被害に遭っているのに、どうしてこんなに違うんですかということで、意見が寄せられたんです。これは建物被害と生活用品というのを、一緒にしているからこういうふうになるわけじゃないかと思うんですね。ですから、建物は建物、生活は生活、生活の分は一人であれば、お布団も一つでいいですし、冷蔵庫も一人分の小さいのでいいですということで差がつくのは分かるんですけれども、そのほかの分で、建物を直す分で、一人やけん、ここだけ直しとったらええわという、そんなわけにはいきませんのでね。その分は、やっぱり今回のを教訓にして考え直す点があるんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

坂東とくしまゼロ作戦課長

町営住宅における給付の差というものについての御質問でございます。

まず、半壊と床上浸水というふうな差につきましては、これは市町村のほうで被害認定を行っておりますので、工法の違いとかいろいろ要素はあるかと思っておりますけれども、こちらについては、その認定の状況の中でやむを得ないのではないかと考えております。

生活用品とあと住宅再建について、分けてはどうかという御質問でございますが、こちらにつきましては、住宅再建、特に床上浸水の場合が一番はっきりするかと思うんですけれども、床上浸水の場合、今回、これ、賃貸のお話になりますけれども、住宅再建と、それから日常生活の資源、こちらについて、現在はミシン目を設けていないことによって、利用者の方、それぞれの給付を受ける方、受給者の方が御自身の判断でもって、その中でより優先すべきものを選択をしていただけないかというふうには考えております。

したがって、現時点では、この二つを分離するというよりも、合わせて一つの中で選択をしていただいたほうが、使い勝手がよいのではないかというふうに考えております。

達田委員

被災をされて、実際にそれを運用してみて、本当に困るという声があるわけですから、御意見もよくお伺いして、今後の制度の改善に是非努めていただきたいと思いますので、その辺、よろしく願いいたします。

それと、もう一点は、今住んでなくて、週に1回、あるいは月に1回帰ってくるんですよ。そういうお家は対象にならなかったわけなんですよ。しかし、そこにも生活用品が

ありまして、帰ってきたときに寝泊まりできる道具、生活できる用具があったんですけども、全部流されてしまってもそれは全く対象になりません。ですから、それを自分で構えて帰ってくるようにしたいがお金がかかるので、手放さなければならなくなり、帰ってこれなくなってしまうと。ふるさとから離れてしまうという、そういう状況が生まれてきたんですよ。

しかし、徳島県のふるさと創生という観点から見ますと、二つの地域でも安心して住めるようにしましょうということが言われている。そういう点から見ますと、反対のことをやっているわけなんですよ。災害がきたらもうふるさとでは住めないとなると。それでは、やっぱり人口を呼び戻しましょうと言っても、それも逆効果ではないかと思うんです。

ですから、ふるさとへ帰ってきて、週に1回、畑をしてみました。神社の行事にも参加をしています。そういう方に支援ができないでいて、どうして二つの地域で居住できるでしょうか。そういう思いがあるんですけどもね。そういう点も考慮し直さないといけないと思うんですけども、いかがでしょうか。

坂東とくしまゼロ作戦課長

昨年の給付、生活再建特別支援事業の中での給付の考え方としましては、生活の再建、主たる生活の居所における生活再建というものを考えているところであります。

今、達田委員のほうから御指摘がありました2か所でのということにつきましては、実態を我々のほうでも確認をしてみて、市町村とも、その実態と、それから制度上の均衡という問題がございます。2か所の居所を構えておられるというものと、1か所の方の間の均衡という問題もありますので、今後の課題として検討していきたいと考えております。

達田委員

特に、中山間地、あるいは都市から離れた町でありますと、お仕事はその町にないからよそに働きに行っていると。そして、帰ってくるのは週に1回とか、あるいは月に1回とか。それは、常識から考えて、そういう方がいるのは当たり前なんですよ。でも、そういう方が将来帰ってきて、そこで安心して住めるようにしていくというのが、それこそ本当にふるさとを大事にしていくというのではないかと思いますので、被災者の皆さんのそういうお声を細かく伺っていただいて、そしてまたよりよい制度に改善していただくようお願いしておきたいと思います。

続きまして、木造住宅の耐震化計画についてなんですけれども、この前の事前の委員会でもお伺いいたしましたが、耐震化率がもう77パーセントにアップいたしましたというんですけれども、この耐震化できてない住宅が減っている。減っているんですけども、それは昭和56年5月31日以前に着工した住宅が減っていったからということだというんですけれどもね。

県では、昭和56年6月から平成12年5月31日に着工した住宅も、やっぱりちゃんと耐震化の計画に入れて、そして、耐震診断、耐震改修をやりましょうということで呼び掛けていますので、平成12年5月31日を区切りにして、耐震化できてない住宅がどれぐらいあるかというのを、きちんと数字を出さないといけないんじゃないかなと思うんですけどもい

かがでしょうか。

坂部住宅課建築指導室長

ただいま達田委員から、昭和56年5月以前の建物以外の平成12年5月時点の建物について、耐震化が必要ではないかというような御質問でございました。

平成25年の住宅土地統計調査速報値によりますと、本県の住宅総数につきましては、29万8,800戸となっております。このうち、耐震化ができていない住宅につきましては、今現時点では、昭和56年5月以前の建物について、耐震化できていないと判断しておりまして、耐震ができていない戸数につきましては、6万8,600戸となっております。委員がおっしゃってございました平成12年5月までの建物につきましては、現時点では把握はできておりません。

達田委員

この前にも言いましたように、平成12年5月31日を区切りにするべきではないかと。ただ、その当時に建てられたものが全て駄目というわけではなくて、阪神淡路では、このうち何割かが倒壊したという事実をもって、やっぱり何割かは考慮に入れるべきじゃないかということで申し上げたんですね。

それで、そういうのを考慮に入れたら、77パーセントというのは、これは見直さなければいけないのじゃないかなと、私は思います。それともう一つは、今後5年間にもう一気に実施を進めていかないといけないということで、補助率ですね。補助金をもっとアップをして、皆さんの経済的負担を少なくして、耐震化を進めていくというふうに取り組まなければいけないと思うんですけれども、その点はいかがでしょうか。

坂部住宅課建築指導室長

ただいま達田委員から、木造住宅の耐震化を促進するために補助額を増額すべきではないかという御提案を頂きました。

本県では、地震による死者0を実現するために、木造住宅耐震化を最優先課題と捉え、支援制度の拡充に取り組んでまいりました。平成16年に木造住宅耐震化促進事業を創設いたしまして、耐震診断、耐震改修の助成を行ってきたところでございます。また、簡易な耐震化につきましては、平成23年に全国に先駆けて、簡易な耐震改修と合わせて行う断熱改修や段差改修などのリフォームの助成を行っているところでございます。

委員がおっしゃっている補助金額の増額につきましては、更なる自己負担の軽減を図るために、市町村に働き掛けた結果、現在では本格的な耐震改修につきましては15の市町で20万円から60万円の補助が行われております。また、住まいの安全安心リフォーム支援事業では、10万円から60万円の補助が行われておりまして、県の事業に追加して取組がされております。

達田委員

補助金額につきましては、市町村の上乗せというのも頑張っていたかなければいけないのですが、特に県が頑張ると。そして、もう一つは、国も30万円の上乗せというのが一

時期ありましたけれども、それがなくなってしまったということで、国にももう少し頑張ってもらわなければいけないと思うんです。ですから、県も頑張るので、国も頑張ってもらいたいということで、是非要望も上げていただいて、5年間で100パーセントというわけですからね。やっぱり、この目標がきちりと果たせるような、そういう方向に向かって、本当に険しい山ではありますけれども、目標に向かって行くという、そういう姿勢をとっていただきたいということをお願いして終わります。

西沢委員

まず、いつも私は言ってますけども、日本全国で火山が活性化して、これは多分、東日本大震災で地盤がかなり動いて、そのためにいろいろマグマだまりなんかの圧力が関係しているのじゃないかなという気がしますけども、ということはやはり、全国の地震なんかに、非常に影響を与えているんじゃないかと。そういう意味で、30年以内に約70パーセントという確率、三連動なんかも、南海地震なんかでも直近に来るかもわからないということを十分考えて、今やるべき対策というのは何か、常にそういうことを皆さんにも考えてほしいなと思います。

その中で、まずは、三連動なんかがきますと、いろんな地域で、各地域がやられる、実際、被災した地域に救援物資が来るのかどうかということが、一つ大きな問題ですよ。かなり広範囲にやられますので、それだけやられた中での物資もあるのかどうかということが、まず関係します。

その中でまずは一つ、仮設住宅の件でお伺いしますけども、この仮設住宅というのは、今、どのように備蓄して、どのように各地域のやられた所に来るといふような状態になっているんですか。

坂部住宅課建築指導室長

ただいま西沢委員から、災害時における応急仮設住宅の供給体制について、御質問がございました。

仮設住宅の建設に当たりましては、平成8年3月21日に一般社団法人プレハブ建築協会と協定を締結しております。内容としましては、応急仮設住宅の建設に際して、建設企業のおっせんを受け、建設に関する協力を得ることになっております。一般社団法人プレハブ建築協会では、広域災害時に備え、全国を九つのブロックに分け、一定数の応急仮設住宅の建設に必要な資材を常時確保していると言っております。供給能力としましては、四国ブロックで、当初1か月で2,500戸、6か月間で4万5,000戸との報告を受けております。

供給形態につきましては、当初1万戸まではリースで、1万戸を超える部分については、県の買い取りということになっております。また、平成23年10月9日に一般社団法人木造建設事業協会と木造住宅の仮設住宅としましては初となる協定を締結いたしまして、平成25年10月には、全国に先駆けて仮設住宅の建設を担う従事者の育成をするため、木造仮設住宅についての一時講習を実施したところであります。

木造仮設住宅の木材の供給体制としましては……。

西沢委員

あんまり全部言ってしまっただけで、質問がないようにしてもらったら困るから。

三連動なんかをやりますと、かなり地震によっても、地震というのは耐震化を図っても、耐震化というのは潰れないということが前提であって、あと住めるかという問題じゃないんですね。横にゆがんでも潰れなかったら耐震化が大丈夫だと言っておられますよね。地盤なんかは、全然、どういう状態で、耐震化を図っているかというのは、地盤は関係ないですね。上のほうだけの話ですよ。それと津波があります。だから、かなりの所が、まず地震、津波、三連動、それも、ちょっと大き目の地震津波になりますと、あと住めないと。多分、1割や2割の住宅ではない。数割も、半分以上は、そういう中では住めない可能性もあるというような、そういう大きな大変な量が仮設住宅なんかで必要になってくるんじゃないかなと。今、1か月で何と言ったんですか。何千。そういう、そんな単位じゃないんですね。特に必要になってくるんですね。住宅なんかはね。だから、じゃあ、どうするのかと。それだけの量を備蓄できるのかと。そういう仮設住宅としてね。できないと思いますね。じゃあ、どうするのかということを考えなければいけないところであると思います。

そこで、こういう大災害のときは、地域地域でできるものは準備していくと。造っていくということが必要になると思うので、この仮設住宅なんかも、できるだけ地域で造れるものは造っていくという体制が必要ではないかなと。それも、現状の中での、余り無理しない中で、どういう体制ができるかというのが必要なんじゃないかなと思いますね。

各地域ごとにも、最近でも製材所は残っている所もありますね。それから、備蓄中間地に備蓄するという、製材したものを備蓄するというのもやり始めております。それは分かっています。その中でも、製材所がない所もあり、また製材所が潰れる所ですね。中山間地だけでなく、もっと下流域の潰れる所にある。そういう所もありますね。そういう所を、できるだけ潰らない所に、もし仮に、補助する中で移転してもらったとしたら、そういう大災害時での仮設住宅を造るために、そういう安全な所に製材所を移転するというのも、本当は必要なんじゃないかなとかですね。その製材したものを備蓄する、中間地に備蓄してますよね、普通ね。その量なんかでも、乾燥させるということもありますけども、備蓄量を増やして、できるだけその備蓄量を増やした分は、国のほうがその備蓄するための費用なんかは面倒みていただくと、余分に備蓄する分は要りますけども、ずっと関連していますから、1回補助すれば済むことですね。そういう備蓄量の在り方、備蓄の在り方、そういうことも必要なんじゃないかな。

また、その建て方ですね。仮設住宅の建て方。今まででも、この徳島県でも、東の大震災の時ですか。やっぱり仮設住宅を、木材で売っていた徳島県産で造った仮設住宅を持っていくようなこともありましたよね。それは、報道されてましたけども、そういう仮設住宅をより効率がよいような、それから仮設住宅そのものが後から廃棄するんじゃなくて、それを常設の住宅としても利用できるような仮設住宅の在り方ですね。何か聞きますと、耐震化ができてないから、仮設住宅は廃棄しなくてはならないというふうな声もありますけども、耐震化までいかななくても、仮設住宅は耐震化できるような仕掛けの設計もできますよね。でも、今だったら、多分はめ込み式の板をはめ込んで造り上げていくような仮設住宅もできますので、耐震化は十分じゃないかなと。そういう設計の中でやると、単なる仮設が仮設じゃなくて、常設も使える。要するにお金がなくても、それらを利用したらず

っと生活できていける。それらをうまく利用して、1棟から2棟か3棟かと、こう組み合わせれば、もっと大勢の方が住めるような住宅にできるとかね。そういう仕掛けの設計の仮設住宅を造っていただいたら、よりそれが効率よく廃棄するお金も要らずにいけるんじゃないかなと。かなりの方がやられますので、保険だけでは間に合いませんよ。地震保険だけでは多分間に合わない。逆に言ったら、地震保険が金がどれだけ回ってくるかと言ったら、上限が決まっていますので、それをやられた人数で割りますと、もう来る金はどれだけ来るんだろうかなという感じがしますよね。いくら保険料が上がっても大変だと思います。そういうことも考えて、いかに無駄なく、それらを造っていくか、使えるようにしていくかということが必要なんじゃないかなと思います。

また、それらをはめ込み式といえども、ある程度の住宅を造るんですから、電動のこぎりとか電動かなみみたいなものが要りますから、そんなものを発電機が必要になってきますよね。そんな備蓄とか。そういう仮設住宅を造るに当たっての全体的な、その製材所と製材とを合わせて、仕掛けをどんどんと、その地域地域で、どれだけ多く仮設住宅が必要であったとしても供給できる体制というのを、各地域地域で作り上げていくと、そういう仕掛けを国のほうに提言していったらどうかと思うんですけども、いかがですかね。

これは仮設住宅やから、ここですよ。

須見委員長

小休します。（11時29分）

須見委員長

再開します。（11時30分）

金井危機管理政策課長

ただいま西沢委員より、仮設住宅、大規模災害になったときに、早急に仮設住宅が供給できるように、地域で供給できるような仕組みを作るようなことを国に提言してはどうかといった御意見でございますけれども、先ほど、坂部室長も申しましたように、プレハブ建築協会とか、全国木造建設事業協会、全国的な団体とは協定を締結して、応急仮設住宅の供給をお願いするという体制になっていますけれども、委員、おっしゃるとおり、本当の大規模災害になったときには、材料とかが早急に間に合わないですということも、十分想定されます。

それから、南海トラフ巨大地震の被害想定では7万戸の仮設住宅が必要となるといったことも想定しておりますので、そういうこともありますので、現在、住宅部局、仮設住宅の建設を担います住宅部局、あるいは木材の供給を担う林業部局とも連携をとりまして、仮設住宅を早急に供給できる仕組みを検討いたしまして、具体的なものが出来上がりましたら、また提言するなり検討してまいりたいと考えております。

西沢委員

できたら、本当に仮設が仮設でなくて、増設できるようなものがあれば、廃棄するのはたくさん金がかかりましたからね、今まで。台湾に持っていったり、ギリシャに持ってい

きましたね。自衛隊の船で。廃棄する金というのは、莫大なものですね。

だから、そんなことよりも、それがうまく利用できる仕掛けというのは当然ながらしておくべきですね。そして、建てるお金がない人もいっぱいいますから、そんな人たちには、それを利用してもらうというような設計をすればいいんですから。よろしく頼みます。

それから、今、TPPのTPAか、アメリカが何か動き出しましたけども、一つ心配するのが、やはり私、海部郡ですので、海部郡の農地なんかは、ほかの所と比べたら、非常に小さいですね。各戸が持っている農地面積。それで、今現状としたら、価格が低価格で生産価格に合わない。そうした中、TPPが目の前にかかっていたということで、本当に危惧するのは、皆やめてしまわないかなど。海部郡とか、そういう小規模を抱えた所は。大規模の所は、それなりに大きな会社がきていただいたり、又は自分でやっていくという、そういうことも可能でしょうけども、たしかウルグアイラウンドの時には、補助したら駄目よと。国のほうが、日本が農作をすることに対して補助したら駄目よということだったと思います。だから、今度、関税を下げたり、量の規制もあるかも分かりませんが、まず、そういうものの中では、小規模の田舎がやっていけるという保証はなかなか厳しいと、私はそう思います。

そういうことも踏まえた議論なんかは、ここで聞いてもなかなか答えることができないと思うので、そんなのはやっぱり国のほうで議論してほしいなど。もっともTPPが発効されて、あとはそれからの問題というのかどうか私も分かりませんが、先ほど言いましたように、大規模災害の時は、多分、地域ごとで生きていかなければいけない。そして、そういう時は、株価の暴落なんかも考えられますので、円が暴落したら外国から、TPP、どれだけの物が外国から安く入ってくるんですか。円が暴落したら、かなり高いものになりますよね。だから、そういうことも踏まえた大災害時でのTPP対策なんかも、本当は国のほうで議論してほしいと思うんですが、ここは、これだけ言っても、残念ながらしょうがないんですけども、でも、こういうことも、大災害のときは大変になりますので、しっかりと、本当は国のほうで議論してほしいなど、これは、ここだけで、これだけ言っておきます。もう答えを求めません。言ってもしょうがないので。こういうことを感じます。大規模災害を目の前にしたという中でね。

それから、災害時の災害拠点施設ですね。災害拠点施設には、当然、学校とか病院、警察、役場、いろいろありますけども、そういうところは、常設の太陽光発電なんかが、ある程度、最低限必要なものができたんですね。太陽光発電みたいなずっと利用できるものが必要なんじゃないかなと思いますけども、これは、もうだんだんと出来上がっていているんですかね。それを、災害拠点施設での太陽光発電、ほかの自然エネルギーの利用も。

原田医療政策課長

ただいま、西沢委員のほうから警察とか病院とか役場とか県庁といった、災害の拠点になる施設において、太陽光パネルということでございましたけれども、広く非常用の電源というふうに捉えさせていただいて、病院の分について、お答えをさせていただきたいと思います。

これまで、当課におきましては、南海トラフの巨大地震をはじめとして、大規模災害に備えまして、まずは、災害医療の中心的な役割を担う災害拠点病院の耐震化が優先課題で

あるという認識で取り組んでまいりまして、今年度中に11ある全ての災害拠点病院の耐震化が完了する予定となっております。

また、災害拠点病院及びこれを補完する災害医療支援病院においては、全て自家発電機が備えられております。また、ポータブル発電機につきましても、全ての災害拠点病院に配備をされております。さらに、災害拠点病院の一つでは、非常用発電機に係る冷却水の処理方式を使い捨てから、ラジエーター循環方式に……。

（「済みません。ちょっと止めていただけますか。ちょっと違うんですね、問題が。」と言う者あり）

西沢委員

非常電源とかそういうのは時間制限がありますよね。そういう中で、確かに燃料がどんどんどんどん供給できれば、どんどんどんどんできますよね。でも、そんな状態でない場合がある。要するに、その施設だけで賄えるような、そういうこともやっていかなければいけないから、太陽光発電なんかを必要最小限、災害のときに。そこで賄えるようにしておかないといけない。ほかから燃料がこなかったら間に合わないというような状態では駄目なんですね。だから、言ってるわけです。

だから、常設でそれも利用できますのでね。太陽光発電なんかはいつでも利用できて、それが災害時に生かれますので、そういうようなことを、必要な災害拠点施設の所から、どんどん広げていく必要があるんじゃないかなと。電源のことは関係ありません。それだけをちょっと聞きたかったの。

金井危機管理政策課長

ただいま、太陽光発電及び蓄電池の導入によりまして、防災拠点の機能強化を図ってはどうかといったことをございます。先ほど、医療の話もあつたんですけど、県庁舎の状況を説明させていただきますと、昨年度、平成26年度に環境局が所管しておりますグリーンニューディール基金を活用いたしまして、太陽光発電の設備及び蓄電池を導入いたしまして、非常時のエネルギー確保、平常時の省エネ・節電効果を狙いました施設を整備したところをございます。現在、環境部局を中心になりまして、グリーンニューディール基金を活用いたしまして、県内の防災拠点に対しまして、太陽光発電及び蓄電池を逐次導入していると聞いておりますので、引き続き連携を図りながら利用していきたいと考えております。

西沢委員

そういう直近に迫っているということ、それから、大規模広域災害であると、なかなか燃料の調達とか、非常に厳しい面があつたりしますので、やはり自前でできるもの、地産地消だけでなく、自前でその施設そのもので賄えるものは賄っていくと、そういう体制をつくり上げていく必要があるの、できるだけ、全てはなかなか早急には難しいけども、特に必要な施設からそういうようなことをやっていただけるようによろしく願いいたします。

それから、これは前にも問題になったんですけども、水門なんかは耐震化は大丈夫ですか。水門なんかは測っているんですかね。当然、川沿い、又は海沿いにありますので、地盤は非常に悪いですね。めちゃくちゃ悪い所に水門なんかできています。昔からの水門もあります。一番新しい水門なんかは、耐震化、そういう地盤の改良もしているのかどうか分かりませんが、どんな状態なんですかね。新しいものを含めて、耐震化というのは、ただ単に立ってたらいいってものじゃないですね。水門なんかは、ゆがんだら上げ下げできませんよね。そういう意味での耐震化ですよ。

須見委員長

小休します。（11時41分）

須見委員長

再開します。（11時41分）

北川河川整備課長

ただいま西沢委員より、水門につきまして御質問いただいているところでございます。

水門につきましては、これまで、樋門樋管設計指針に基づいて、供用中に発生する確率が高い震度に対する耐震性能を持たせてきているところでございます。

水門樋管につきましては、これまで樋門樋管設計指針案に基づいた構造物の供用期間中に発生する確率が高い地震動、レベル1に対する耐震性能を持たせてきたところでございます。

さきの東日本の震災におきまして、東北地方では多くの水門樋門等が損傷を受けたところでございます。今後、南海トラフにおきましても、水門樋門等が損傷し、操作に支障を来すおそれがあるというところでございます。

まずは、地震発生後の津波が達成するまでに、ゲートを閉鎖して、かつ災害時の復旧時には、洪水調整機能を有するよう、耐震補強を進めることで平成23年度11月補正から水門樋門の耐震補強を実施しているところでございます。

現在、平成25年3月に県が公表した設計津波の水位に対しまして、河川におきましては、背後地の重要度の高い地域で、避難時間を確保する整備、それと、直轄事業等で一体的に効果を発揮させる設備の更新で、おおむね20から30年で着手すべき水門、17施設を抽出しているところでございます。

実施状況でございますが、今現在、平成23年度が2河川、平成24年度が6河川、平成25年度が3河川ということで、平成26年度、それから平成27年度におきましては、立江川、大谷川、苅屋川の水門耐震設計を、現在、順次進めているところでございます。

西沢委員

昔の水門は、多分、耐震の震度、ガルは低かったんかなと思うんですね。それは、現状での地震の震度の大きさよっての設計、当然、今、新しくなっているのがそうだと思うんですけども、それでない設計をやられているのは、どのぐらいのパーセントあるんですか分かりませんか。

（「ちょっと、済みません。」という者あり）

今言っただけですぐに出るか分からないけど、古い水門なんかは、当然ながら震度が低い震度で設計されていると思うんですね。震度の度合い、ガルですね。そうなりますと、ゆがむ可能性がありますよね。当然、地盤が悪い所ですから、もともとが本当にもつのかなという気はしますけどもね。杭なんかを打ってやっているんじゃないような気がしますね。いくらこの震度でもつと言っても、本当にもつのかなという、もともとがそんな気がしますけども、その上に、多分、低い震度で設計されているかということなので、多分、地震が来ると閉まらない。津波が来るまでに閉めようと思ったって閉まらないという所が多いんじゃないかなという気がしますね。

だから、残念ですけども、必要な所から当然やっていかなければいけないのは事実ですね。だから、特にそうですね。閉まらないとなると、早く、遅いは関係ないか。

心配するのは、ちょっと時間がかかり過ぎてますので、そういう普通の公共施設ですね。災害重要拠点施設なんかは、かなりもう耐震対策は進んでいますけども、ちょっと、水門なんか、見るからに遅れているんじゃないかなと。そういう意味からすればそんな気がします。

それともう一つは、国に提言してほしいと思いますけども、電動での水門のあけ閉めがありますけどもその電気系統が潰かしてしまう可能性が多いような所があるんじゃないかなという気がしますね。津波による大きさが、ここの堤防そのものを越さなかったら、それでいいんですけども、水門を越さなかったらそれでいいんですけども、あと間に合わないときに、その水門そのものの電気系統が潰かしたら、その後はもう手動でせないかなのかなと。そしたら、大きい水門なんかは手動でできるんですかね。小さい水門なんかはこうやって私もやりましたけど、大きい水門はこんなんに間に合いませんよね。電気系統なんかは大丈夫なんですかね。そういう電気系統が潰からないような仕掛けというのは本当はしていかなければいけないのじゃないのかと。

それと、残念ですけど、電気というものは、非常電源で賄えるんだったらそれでいいですよ。余りたくさん一気に電気は使いませんので、ずっと使いませんので、アクシデントのときだけです。大きな電気は使いませんので、非常電源でいけるか分かりませんが、その電気系統がやられると非常電源は使えなくなりますよね。そういうことも含めて、何かそのあたりがまだ進んでないのかなと。潰かっても電気系統は大丈夫なように防水的なものに替えるとかね。そういうことをやってほしいと思います。最新式のものでも、どうもそこらあたりは見てませんね。そう思います。私の近くにもありますけども、水に潰かたら終わりだなと思います。これからの設計というのは、そういうことも含めてやってほしいですよ。

北川河川整備課長

ただいま水門樋門等の電気系統に関するお話を頂きました。電気も災害時の地震が起こったときに、実は、電線から入ってくるわけでございます。それまでの電柱等もありますが、まずは、自らの施設の電源供給がどうなっているか。それから、今後、新しく設計す

るに対しては、そういった電源がなくなること、ロストすることを考慮に入れて進めるべきでないかといったところでございます。

そういったことをしっかりと考えながら、水門・樋門等の管理、新たな整備も含めまして考えていきたいと思っておりますので、どうか御理解よろしくお願いいたします。

元木委員

この度の県西部の大雪災害等で、自主防災組織の役割というものが新たに見直されまして、県西部の地元住民の方々も災害の備えをやらなければいけないなというような認識を深めた方が多いように見受けられる次第でございます。

御案内のとおり、県南部や県東部と違いまして、津波被害もなく、また地震の過去の経験も少ない地域でございます。そういう意味で今回の豪雪災害を経験として、更なる取組の充実を図っていかねばならないと考えているところでございます。

こういう中で、私の地元におきましても、昼間地区の防災組織の方々が、共同で避難訓練を計画していただいたり、いろんな取組をしていただいております。こういった方々を、是非サポートしていただきたいと願っているところでございます。

地元の方にお伺いしますと、例えば、リーダーの方が防災士の資格を取りたいというようなことを考えられたときに、防災士の資格というのは、御案内のとおり、徳島大学を中心としまして、遠隔地というようなこともございますし、回数が多いというようなことで、なかなか取得もしづらいというようなこともお伺いしております。

そういう中で、県においては、防災士の資格を取られている方が、今1,116名というようなことで、今後、人口当たり全国5位以内を平成30年までに達成したいという目標を掲げられておるところでございます。

今、その実際の地域ごとの防災士資格の取得の状況ですとか、今後、この防災士資格の取得を幅広い世代の方々、そして、幅広い地域の方々が取得できるような仕組みづくりに向けてどう取り組んでいかれるのかお伺いをいたします。

野々瀬防災人材育成センター所長

ただいま元木委員から、地元の昼間の自主防災組織の方も非常に頑張ってくださいっていると、大変心強い言葉を頂きましたけれども、ただ、その中で、自主防災組織のリーダーの方が防災士の資格も取りたいけれども、今現在、徳島県内では県が行っております講習になりますと、徳島大学で行っておりますだけになりますので、遠隔地でもあって、非常に取りづらいんじゃないかというようなお声があるというふうにもお伺いしました。

まず、これにつきましては、確かに、この徳島県が行っております防災士の資格を取ることができるための講座なんですけれども、これ、平成17年度から行っておりまして、昨年度末までで、大体660名ぐらいの方が受講して下さったんですけれども、やはり県西部、西阿波の2市2町では、40名の方という受講者数になっております。やはり遠隔地であるというようなこととか、あと委員もおっしゃられたような若干、南海地震等に関しては、まだ意識も低かった時もあるんでないかと。そういった状況でございます。

そこで、これを今後どのように支援していくかということでございまして、まず、こちらにつきましては、今年度の6月補正予算でお願いしましたところなんですけれども、徳

島市内から離れた地域の方でも受講しやすくなるように、また、それから、どうしても、受講されるという場合に、時間的余裕がない方、働いてらっしゃる方とかは、連続した講座、例えば、県が行っております講座が徳島大学を会場にして、今年度の予定でしたら7月の1か月を全部使いまして、土曜日などを全部使っていただきまして、五日間、5時限やっていただかなければいけないというようなことになっておりますので、やはり、お仕事を持ってらっしゃる方とか、遠隔の方はやりにくくなっております。

そこで、今年度、6月補正でお願いしておりますのは、次年度以降に、例えば、その遠隔地の場合でも、インターネットによる新たな受講方法とかができないかということ、徳島大学とともに検討するという、これを考えております。これができるようになりますと、学生の方ですとか、社会人の方でもあるいは遠隔地の方でも取りやすくなるように考えております。

また、たちまち、例えば西部の方が、何かの勉強をしたいのになという部分に関しましては、新規事業の中でスタートアップ講座というのをしようとしております。これは1日のみの講習を、今のところ県下5か所ということで考えております。ですので、1日のみで5か所ということなので、その1日を取りましても、直ちに防災士の資格に必要な受講時間ということにはならないのですけども、まずはここで県が行っております研修のさわりの部分といいますか、災害について、あるいは災害に備えることの勉強をしていただくということ、そして、この勉強をしていただく中で、そこにきていただいた方にアンケートを行ったり、それから、実際にウェブ、インターネットで受講する方法を、1時限ぐらい体験をしていただきまして、そこで、御意見、御要望をお伺いしまして、次年度以降に、遠隔地でもできるような新たな講習方法を検討していくと、このように考えております。

元木委員

是非、県西部の方々でも、県西部の特性に応じた内容の研修を受けるとともに、受けやすい環境づくりを通じて、一人でも多くの方が防災士の資格を取得していただいて、その資格を市町村の方々ですとか、地域の方々とも情報も共有しながら、そういった方が有効に活用されるような取組を県としても進めさせていただきたいと思っております。

この度の本会議におきましても、知事から所信表明がありまして、それを受けて中山議員のほうからも御質問があって、例えば、県立学校の教員の方々にも積極的に関与していただくというような話ですとか、須見委員長のほうからも、防災クラブの話等も過去の議会でもあったかと思えます。こういった学校教育に防災士の資格を促進していただくというのも有効な手段であろうかと思えます。

昨日も私の地元の学校の同窓会に行っておりましたら、最近資格を取得しようとする高校生の数が過去に比べてもかなり増えているというような説明を受けたところでございます。例えば、看護師とか保育士さんですとか、理学療法士、作業療法士、こういった資格というのは就職に直結しやすいという面がある一方で、防災士の資格というのはなかなか就職にすぐに結び付かないとか、そういった課題もあるのかなということを感じたところでございます。

こういう中で、県においては、新規事業としまして、高校生防災士育成支援事業で300万円の予算を計上していただいております。在学中には地元の防災活動に

積極的に参加をして、5年後には地域や職場での防災コーディネーター的存在、そして、10年後には防災リーダーに、こういったビジョンを立てておられるということをごさいますして、正に在学中から卒業後の架け橋にもなっていただきたいと思いますとおるところでございますけれども、こういった点を踏まえまして、県として、この高校生をはじめとした若い世代の防災士資格取得に向けて、具体的にどのように取り組んでいかれるのかをお伺いいたします。

阿部体育学校安全課長

ただいま元木委員のほうから、高校生防災士についての御質問がございました。

本年度、全ての県立学校で、高校生が防災士の資格を取れるように、委員会独自での研修を防災研修センターのほうにお願いしまして、実施することとしております。一応、8月に実施しまして、現在80名の予定で進めておりますが、希望者が非常に数多うございまして、一応、今後毎年、高校生の防災士を100名程度ずつ増やしていきまして、地域防災の担い手と将来なれるように取り組んでまいりたいと考えております。

元木委員

この正に全国初の取組を、本県からの情報発信、全国のモデルとなるような事業となるように、中身を充実させていただいて、若い世代の防災士資格取得の大幅アップに結び付けていただきたいと思います。

四国4県の数字を見ておりましたが、例えば、愛媛県ですと、もう本県よりも何倍も多いような数字というようにも聞いております。やはりほかの県に負けないぐらいの大胆な取組によって、高校生の方々に是非防災への関心を持っていただくとともに、今、高校生の就職というのも、本当に大変な時期でございますので、是非防災の資格を仕事に結び付けられるような世界を作っていただけるように御要望したいと思います。

それと、最後に、今回の大雪の災害に際しまして、地元の方々からもいろいろお伺いしておりまして、例えば、倒木対策を、今回の総合防災訓練の目玉の一つに入れていただけるということをごさいますして、こういう中で、例えば、陸上自衛隊の方々の今回応援で、かなり助けられたわけでございますけれども、例えば、陸上自衛隊の方々というのは、こういった倒木に対する訓練というのもできてなかった部分があって、地元の方々となかなか連携がうまくとれてなかったというようなことで、倒木の撤去等が遅れた話もお伺いしております。

こういった点を教訓として、今回の訓練においても、この倒木対策に関する陸上自衛隊等々の地元との連携というような視点での訓練も、是非加えていただきたいと思いますし、また、車両の進入規制というようなことについても課題があったようでございます。例えば、マスコミの車ですとか、一般の住民の方々ですとか、こういった方々がどんどん、どんどん山奥の狭い道に入っていくことによって、車がもう動かないような状態になったというようなことで、事前にもっと進入規制をきちっと県、警察の方等がやっていただければ、もっとスムーズにこういった対策もできたんじゃないかなど。こんな思いでも聞いておるところでございますので、こういった点も、是非、今回の訓練に教訓として盛り込んでいただければと考えますけれども、御所見があれば。

町口警察本部警備課長

災害が発生した場合における交通規制についての御意見でございます。

県警察では、南海トラフ等の巨大地震等はもちろん、その他の大規模災害の際にも、住民の避難措置、それから被災者の救出救助活動、消火等の災害応急対策を行うために必要な、災害応急対策活動のための交通路を確保する必要があることも考えております。

そこで、災害が発生した場合には、事前に計画している道路の規制箇所への警察官の配置でありますとか、狭い地域でございましたら、被災地に通じる道路の必要な車両以外の交通規制等を実施してきたところでございますけれども、今後も、そのような交通路を迅速に警戒するというふうな観点で対応していきたいと考えております。

坂東とくしまゼロ作戦課長

自衛隊と連携した防災訓練についての御質問を頂いております。

先ほど、倒木対策について、特に御質問を頂いておりますが、倒木対策につきまして、当然、地元防災の担い手であります森林組合とか建設関係者の方々との共同による倒木処理、これについては、当然、今回の訓練の中で進めていきたいと考えております、自衛隊につきましても、孤立地域の支援という中で、先ほど委員から御指摘のありました地域との連携、情報共有、こういった点につきましても、これは、今後関係者と調整を図ってまいります、そういった点についても、是非具体的な形で訓練に取り込んでいきたいと考えております。

元木委員

本会議でも申し上げましたけれども、今回の豪雪の災害では、孤立集落というものが発生しまして、この解消に5日間を要したというようなことで、長い方ですと1週間程度電気も通らないようなことで、安否確認もなかなかできずに、生活にも不自由を強いられた方がおいでたというようなことでございます。

こういう中で、今回、知事の要請に基づいて、陸上自衛隊、森林組合、建設業者、消防団、また、地元の町の役場の方ですとか、社会福祉協議会の方々、また、災害ボランティアの方々ですね。こういった方々が総動員されて、今回、復旧に当たっていただいたというようなことでございます。

是非、県としましても、こういったそれぞれの方々が、それぞれの役割を有効に果たすことができるようなコーディネート的な役割を強化していただいて、更に充実した災害対策、防災訓練にしていいただきたいというようなことを要望させていただきます。終わります。

須見委員長

ほかに質疑はございませんか。

以上で質疑を終わります。

次に、当委員会の県外視察についてでございますが、ただいまの予定といたしまして、9月2日（水）から9月3日（木）までの二日間の日程で実施することとし、内容としま

しては、防災対策に関する先進的な取組等を調査するため、静岡・東京方面の関係施設等を視察したいと考えておりますが、よろしゅうございますか。

（「異議なし」と言う者あり）

それではさよう決定いたします。

これをもって、防災対策特別委員会を閉会いたします。（12時06分）